五　法第八条第一項の規定による認可	内航運送、鉄道運送又は貨物自動車運送
六　法第十一条の規定による届出の受理	内航運送、鉄道運送又は貨物自動車運送
七　法第十二条（法第十八条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令（法第十二条第三号に規定する運賃又は料金の変更に関する命令に限る。）	内航運送又は貨物自動車運送
八　法第十二条（法第十八条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令（法第十二条第三号に規定する運賃又は料金の変更に関する命令を除く。）	内航運送、鉄道運送又は貨物自動車運送
九　法第十四条第二項の規定による届出の受理	内航運送又は貨物自動車運送
十　法第十五条の規定による届出の受理	内航運送又は貨物自動車運送
十一　法第十六条の規定による事業の停止の命令又は登録の取消し	内航運送又は貨物自動車運送
十二　法第十七条の規定による登録の抹消	内航運送又は貨物自動車運送
十三　法第二十四条第二項の規定による命令（集配事業計画に関するものに限る。）	内航運送、船舶運航事業者の行う国際貨物運送（以下「外航運送」という。）、鉄道運送又は航空運送事業者の行う貨物の運送（以下「航空運送」という。）
十四　法第二十四条第二項の規定による命令（集配事業計画に関するものを除く。）	内航運送又は鉄道運送
十五　法第二十五条第一項の規定による認可（集配事業計画に関するものに限る。）	内航運送、外航運送、鉄道運送、又は航空運送
十六　法第二十五条第一項の規定による認可（利用運送機関の変更及び当該変更に伴う変更に関するものを除く。）（集配事業計画に関するものを除く。）	内航運送又は鉄道運送
十七　法第二十五条第三項の規定による届出の受理（集配事業計画に関するものに限る。）	内航運送、外航運送、鉄道運送又は航空運送
十八　法第二十五条第三項の規定による届出の受理（集配事業計画に関するものを除く。）	内航運送又は鉄道運送
十九　法第二十六条第一項の規定による認可	内航運送又は鉄道運送
二十　法第二十八条（法第三十四条第二項で準用する場合を含む。）の規定による命令（集配事業計画に関する命令に限る。）	内航運送、外航運送、鉄道運送又は航空運送
二十一　法第二十八条（法第三十四条第二項で準用する場合を含む。）の規定による命令（集配事業計画に関する命令及び法第二十八条第四項に規定する運賃又は料金の変更に関する命令を除く。）	内航運送又は鉄道運送
二十二　法第三十一条の規定による事業の休止の届出の受理	内航運送又は鉄道運送
二十三　法第三十四条第一項において準用する法第十一条の規定による届出の受理	内航運送又は鉄道運送
二十四　法第四十六条第二項の規定による認可、同条第四項の規定及び同条第五項による届出の受理及び同条第五項の規定による命令（貨物の集配に係るものに限る。）	外航運送及び航空運送事業者の行う国際貨物運送

2　法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　法第五十一条第二項の規定による命令

二　法第五十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による立入検査（航空運送に係る第一種貨物利用運送事業に関するもの（貨物の集配に係るものを除く。）を除く。）

第五十五条を削る。

第五十六条第一項中「第二十一条の規定による許可」を「第十六条の規定による登録」に、「第三十二条の規定による登録」を「第三十三条の規定による許可」に、「第三十九条の規定による許可」を「第四十二条の規定による登録」に、「第四十八条の規定による登録」を「第四十九条の二の規定による許可」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十七条第一項中「利用運送事業者、運送取次事業者、外国人国際利用運送事業者及び外国人国際運送取次事業者（以下「利用運送事業者等」という。）並びに貨物運送取扱事業者及び貨物利用運送事業者」を「貨物利用運送事業」に、「第五十一条第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「利用運送事業者等」を「貨物利用運送事業者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「利用運送事業者等」を「貨物利用運送事業者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「法第七条第二項、法第九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）又は法第十五条（法第三十四条において準用する場合を含む。）」を「法第十二条（法第十八条第三項で準用する場合を含む。）、法第三十四条第二項及び法第二十八条（法第三十四条第二項で準用する場合を含む。）」に改め、同項第二号中「利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第四条第二項第一号及び第三十条第二項第一号の事業の計画の内容に変更があった場合（第四条第二項第一号ハ及び第三十条第二項第一号ハを除く。）　登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長

第五十七条第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「第五条第一号及び第二号」を「第六条第一号から第三号まで」に改め、同条第四項中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第四号又は第五号」に改め、同条を第四十九条とする。